

◎新潟県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山ノ相川下条停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市下組字中峰4333番7から	新	8.5～24.0メートル	270.0メートル
同市下組字丑池4067番1まで	旧	6.0～24.0メートル	270.4メートル